

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人間尊重の精神を基盤とする教育の一層の深化・充実を図るために「大阪市立心和中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

（1）いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

①教職員の協力体制

- ・学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努める。
- ・校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

②人権教育の充実

- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③自己肯定感の高揚

- ・学校、家庭間での複合的な学習の場を設け、オンラインによる学習、デジタルドリルなどのデジタル機器を活用して個別最適な学びを図る。
- ・昼夜間部の交流による学び合いや大学・地域等との連携による協働的な学びを通じて、自他ともに認め合い、尊重し合い、ともに高め合う生徒を育成する。
- ・総合の時間「セルフクエスト」を活用して、自らの課題を見つけ、自らの力で解決していくことで自己肯定感の醸成を図る。

④体験活動や行事を通しての仲間づくりと集団育成

- ・ソーシャルスキルトレーニング（SST）やマルチレベルアプローチ（MLA）などの教育手法を活用し、異年齢での交流や大学・地域等との連携による協働的な学びを通して、自分・周囲の仲間の存在を感じ、仲間づくりへ発展させていく。

- ・いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。生徒の実態に合わせた題材や資料等の内容を十分に検討したうえで、体験活動や行事等の活動を通して、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

(2) 未然防止・早期発見のための取組

①日々の観察

- ・スクールライフノート「心の天気」や学校・保護者間連絡アプリ「ミマモルメ」等の活用によって、日々相談が簡単にできる環境を整備する。
- ・教員が生徒とともに過ごす機会を積極的に設定することで信頼関係を構築するとともに、授業中や休み時間、および放課後等の機会に、生徒の様子を複数の教員で把握し情報共有に努める。
- ・生徒にいじめの相談の窓口があることを日常的に周知する。

②観察の観点

- ・学級内、学年、部活動集団にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動や行動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③教育相談（予定：4月・10月・1月…）

- ・定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ・日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

④いじめ実態調査アンケート（予定：5月・11月・2月…）

- ・学期に1回以上の実施（スクールライフノートを活用・必要に応じて随時実施）

※いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については家で行うなど実態に応じて配慮する。

(3) 家庭・地域との連携

懇談会、保護者集会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

①指導力向上に関する取組

- ・学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応を考える。
- ・相互公開授業等「わかる授業」づくりにおいての具体的な取組を行う。

②学習環境の充実

- ・オンライン学習の充実を図り、学びの場を複合的に準備する。
- ・個々の学習計画の立案を支援し、個別最適な学びを図る。

(2)自己有用感を高めるために

①一人一人が活躍することができる体験を通した活動を充実させるための取組

- ・校外学習、職場体験学習

②友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくり

- ・教職員や地域と生徒によるボランティア活動

③生徒を認め、誉める指導を充実させるための取組

- ・(登下校時など) あいさつの励行
- ・生徒を参画させた行事の企画

(3)いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

①日々の活動を通して人間形成を図る取組

- ・日々の活動を通して、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてより良く生きることを学ぶ取組を行う。
- ・日々の学級活動では、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりや、いじめを許さないという強い意志を持った人間性豊かな心を育成する。
- ・昼夜間部の交流や集団での協働的な活動を通して、仲間づくりを図る。
- ・体験活動の内容を充実させることで、「いじめを許さない」意識の醸成、特別活動や昼夜間部合同の授業を通して他者理解や集団づくりを図る。

②命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組

- ・人権教育や思いやりの心を育む日々の教育活動、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させることで、豊かな心を育成する。

③「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- ・いじめに同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとってはいじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。
- ・「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

4. いじめの早期発見の取組

<基本姿勢>

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。

(1) 生徒観察の充実と情報の共有化（些細な変化に気づくことができる体制づくり）
・担任以外の教科担当教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。
日頃から情報共有を密に行う。

(2) 変化の記録（5W1H…誰が 何を いつ どこで なぜ どのように）
・気になる生徒の変化の記録（5W1H）と出席、遅刻、早退の状況などを細かく記録しておく。

(3) アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
・いじめ早期発見のためのチェックシートの活用をする。
・いじめアンケート調査を活用する。
・教育相談で親身な聞き取りをする。

(4) スクールカウンセラーの活用
・週5日配置。

(5) 外部機関との連携 ※生徒指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
浪速警察署 06-6633-1234
大阪市（中央）こども相談センター 06-4301-3100
難波少年サポートセンター 06-6211-0141

(6) いじめ相談窓口の周知
☆電話教育相談 → こども相談センター《こども専用》…06-4301-3140
こども相談センター《保護者専用》…06-4301-3141
(月曜～金曜の 9時～19時受付 ※祝日、年末年始を除く)
☆24時間こどもSOSダイヤル → 文部科学省の取組、毎日24時間いじめ等に関する相談
0120-0-78310（なやみいおう） ※一部のIP電話、PHSではつながらない。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
・教育委員会、関係機関との連絡体制を組んでおく。

(2) 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり（情報の共有化・教職員の連携等）
・一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導主事などに報告し、いじめの防止等の対策の

ための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う

（3）正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から個々に聞き取り記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

（4）被害生徒の保護、加害生徒への指導

- ・被害生徒の保護、心配や不安を取り除く。
- ・加害生徒に対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

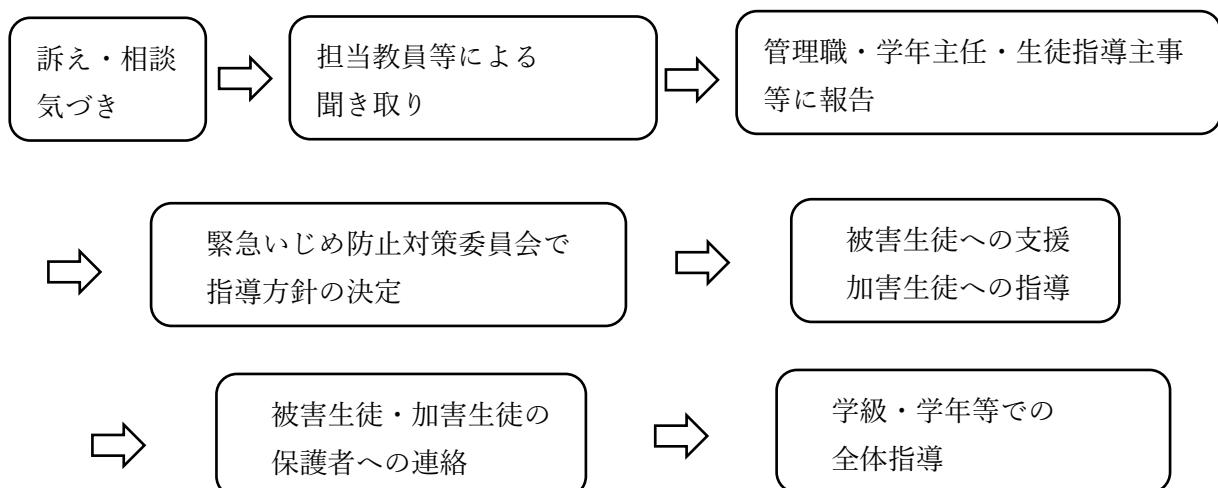
（5）警察などの関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、浪速警察署に相談し、対応方針を検討する。また必要に応じて関係諸機関との連携も図る。

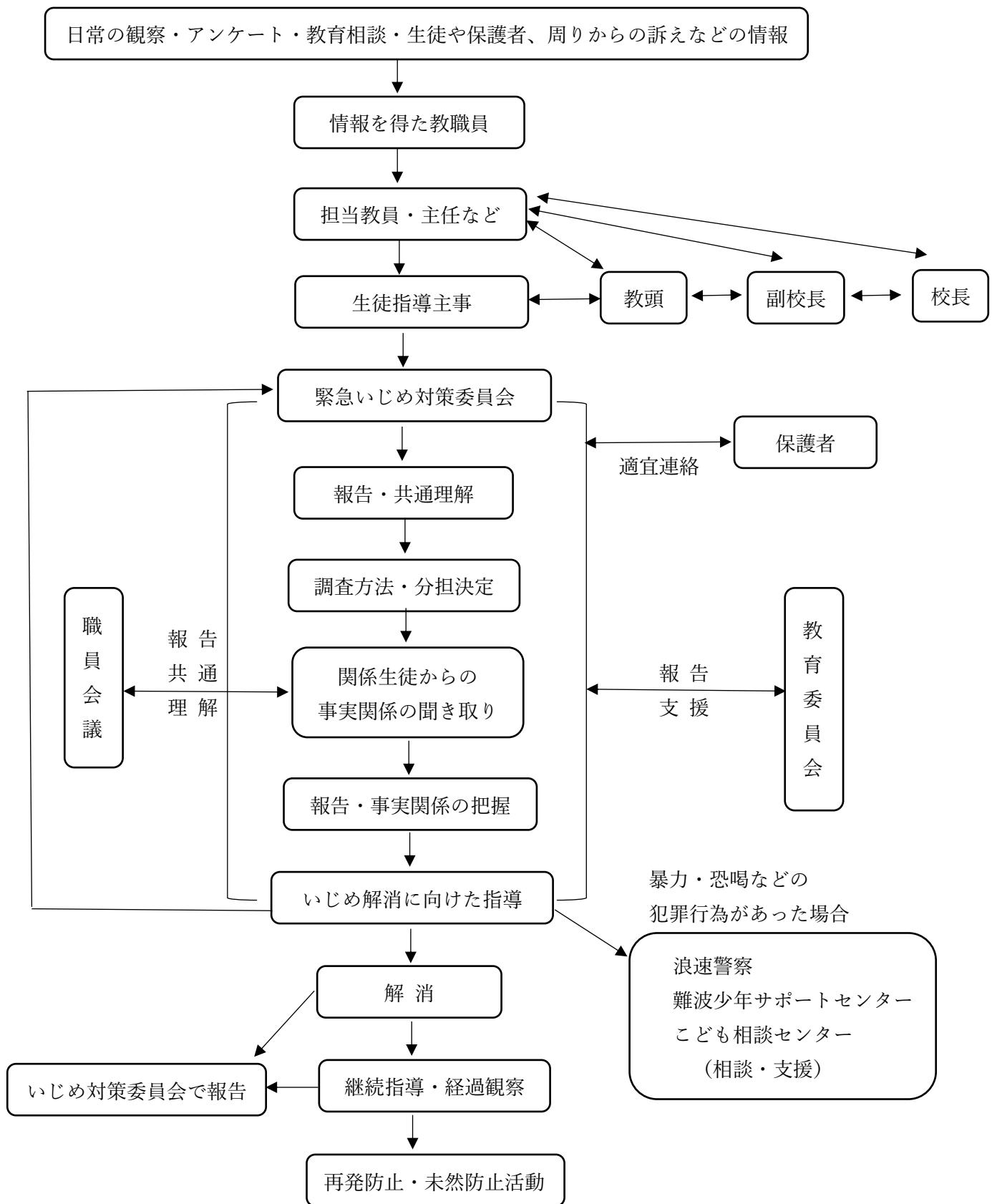
（6）保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

【いじめ対応の基本的な流れ】



【いじめが発生した場合の組織的対応】



6. ネット上の（情報機器を介した）いじめへの対応

＜基本姿勢＞

インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、子どものパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や情報機器の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

（1）未然防止のための取組

①保護者集会や懇談で伝える

【未然防止】

- ・生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行う。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識する。

【早期発見】

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけるように注意しておく。

②情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

（2）早期発見・早期対応

①関係機関との連携

- ・ネット上の書き込みや画像等への対応書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ・大阪府警察本部やアドバイザーから提供される最新情報の共有

②『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

- ・企業、関係諸機関のアドバイザーや大阪府警察本部が設置する専用相談電話の活用

7. いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）学校内の組織

①いじめ対策委員会（推進委員会を兼ねる）

＜構成メンバー＞

- ・管理職・教務主任・生徒指導主事・昼間部主任

(※必要に応じて、担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

- ・月に1回以上情報交換を行う。

＜役割＞

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②常設の委員会、事案発生時の委員会の設置など

- ・常設の委員会を、月に1回実施する。
- ・事案発生時は、いじめ対策委員会のメンバーに生活指導係長、養護教諭、必要に応じて担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも加える。

③校内研修会の実施

- ・校内研修会年間計画に位置づけ実施する。
- ・必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

【年間計画】

- ①いじめ対策委員会 ・・・ 毎月
- ②指導方針、指導計画等 ・・・ 4月
- ③情報共有、2・3学期の計画（中間評価） ・・・ 10月
- ④本年度のまとめ、来年度の課題検討（最終評価） ・・・ 2月

【アンケート調査等】

- ①生徒対象いじめアンケート調査 ・・・ 年3回（5月・11月・2月）
- ②保護者対象いじめアンケート調査 ・・・ 年2回（7月・12月）
- ③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 ・・・ 年3回（5月・11月・1月）

【研修会】

- 生活指導（生徒理解）研修会 ・・・ 4月

(2)保護者や地域・関連機関との連携

①ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

- ・学校の様子や行事の報告などの情報を発信する。

②地域諸団体や関連機関との連携

- ・浪速警察署・中央こども相談センター・難波少年サポートセンター、こどもサポートネットとの情報交換を必要に応じて行う。

(3)取組内容の検証

①P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

- ・取組内容を「運営に関する計画」で検討し、常に内容を改善していく。

②取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法

- ・教職員に、取組評価アンケートを実施する。
- ・アドバイザーに意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

8. 重大事案への対処

以下のような対応が必要となった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

【学校の対応について】

- ① 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告